

職員給与規程及び再雇用職員就業規則の改正に関する確認書

国立大学法人名古屋工業大学長 高橋 実（以下「法人」という。）と名古屋工業大学職員組合執行委員長 大谷 肇（以下「組合」という。）とは、職員給与規程及び再雇用職員就業規則の改正に関して、平成22年11月16日に行った団体交渉の結果、次の確認を行うものとする。

1. 平成22年8月10日の人事院勧告を参考にし、平成22年12月1日から国立大学法人名古屋工業大学職員給与規程を下記のとおり一部改正する。

改正点（一般職員・教員・医療職員）

- ①給与の引き下げ

（△0.1%）

- ②55歳を超える職員の給与の一定額減額

（△1.5%（一般職員6級以上，教員5級以上））

- ③ボーナス（期末・勤勉手当）の年間支給月数引き下げ

（4.15月→3.95月）

- ④平成23年4月1日時点で43歳未満の職員の給与を平成23年4月

1日に1号俸加算（平成22年1月1日昇給者に限る）する。

2. 平成22年8月10日の人事院勧告を参考にし、平成22年12月1日から（短時間職員については平成23年4月1日から）国立大学法人名古屋工業大学再雇用職員就業規則を下記のとおり一部改正する。

改正点

（常勤職員）

- ①給与の引き下げ

（△0.1%）

- ②ボーナス（期末・勤勉手当）相当の年間支給月数引き下げ

（2.2月→2.1月）

（短時間職員）

- ①時間給の改定

3. 教育環境・職場環境について組合と協議し、改善に向けて努力することとする。

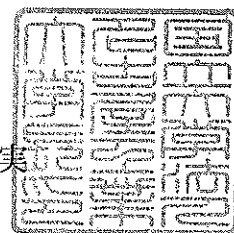
上記の確認書の締結を証するため本書2通を作成し、大学，組合それぞれ記名押印の上，各自一通を保有するものとする。

平成22年11月30日

国立大学法人名古屋工業大学長

高橋

実



名古屋工業大学職員組合執行委員長

大谷

肇

